

# 令和7年度第3回 理事会議事録

1 日 時 令和8年2月4日（水） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

## 3 出席者

理事長（読谷村長）	石 嶺 傳 實
副理事長（金武町長）	仲 間 一
理 事（大宜味村長）	友 寄 景 善
理 事（南風原町長）	赤 嶺 正 之
理 事（渡嘉敷村長）	新 里 武 広
常務理事（国保連合会）	高 良 昌 英
副理事長（那覇市長）	知 念 覚（書面出席）
理 事（本部町長）	平 良 武 康（書面出席）
理 事（宜野湾市長）	佐喜眞 淳（書面出席）
理 事（北中城村長）	比 嘉 孝 則（書面出席）
理 事（石垣市長）	中 山 義 隆（書面出席）
理 事（宮古島市長）	嘉 数 登（書面出席）
理 事（医師国保組合）	田 名 毅（書面出席）

事 務 局 大城事務局長、古堅事務局次長、稲嶺事務局次長、奥原総務課長、  
植木企画電算課長、喜友名保険者支援課長、川満審査課長、  
岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

## 4 議 題

（専決報告事項）

専決報告第5号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算  
（第2回）について

専決報告第6号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計  
（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について

専決報告第7号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出補  
正予算（第1回）について

専決報告第8号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について  
（議決事項）

議案第23号 沖縄県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について

議案第24号 沖縄県国民健康保険団体連合会負担金徴収規則の一部改正について

- 議案第 25 号 沖縄県国民健康保険団体連合会国民健康保険及び後期高齢者医療基盤システム運用管理負担金徴収規則の一部改正について
- 議案第 26 号 沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部改正について
- 議案第 27 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の一部改正について
- 議案第 28 号 沖縄県国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則の一部改正について
- 議案第 29 号 沖縄県国民健康保険団体連合会新国保会館建築における P F I 事業者選定委員会設置規則の制定について
- 議案第 30 号 沖縄県国民健康保険団体連合会専決規程の一部改正について
- 議案第 31 号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について
- 議案第 32 号 沖縄県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理事業業務規則の一部改正について
- 議案第 33 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について
- 議案第 34 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案第 35 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
- 議案第 36 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 3 回）について
- 議案第 37 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 3 回）について
- 議案第 38 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 2 回）について
- 議案第 39 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 1 回）について
- 議案第 40 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 2 回）について
- 議案第 41 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第 2 回）について
- 議案第 42 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について
- 議案第 43 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 回）について
- 議案第 44 号 令和 8 年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 45 号 令和 8 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案第 46 号 令和 8 年度沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について

- 議案第 47 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 48 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 49 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 50 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 51 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 52 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 53 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 54 号 令和8年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 55 号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員の補充選任について
- 議案第 56 号 副理事長の互選について
- 議案第 57 号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

司 会

みなさま、こんにちは。本日の司会を務めます総務課主幹の「比嘉章」です。よろしくお願いいたします。会議を始めます前に配付資料を確認します。本日の資料は9点でございます。1つ目「令和7年度第3回理事会議案書」、2つ目「資料1 新会館建築計画の進捗状況について」、3つ目「資料1-1 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築事業に関する市場調査結果概要」、4つ目「資料1-2 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築事業 事業スキーム」、5つ目「資料1-3 別添議案第29号に係る那覇市意見について」、6つ目「資料2 令和7年度第3回 理事会提出議案説明資料」、7つ目「資料3 令和7年度収支補正予算書」、8つ目「資料4 令和8年度収支予算書」、9つ目「資料5 理事会申し合わせ事項に関する協議」以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより「令和7年度第3回 理事会」を開催いたします。本日の出席状況は、理事出席が6名、書面出席が7名となっております。よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月23日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、議案書につきまして、令和8年1月26日付けで理事会開催通知と一緒に送付しましたが、通知後に議案の追加が生じました。議案書等発送後の議案追加となりましたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。また、書面出席の7名の理事からは、追加となった議案も含めてすべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。石嶺理事長よろしくお願いいたします。

議 長  
(石嶺傳實  
読谷村長)

皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。これより、令和7年度第3回理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人は、金武町の仲間町長と南風原町の赤嶺町長にお願いいたします。

本日の議案は、専決報告事項4件、議決事項35件の計39件です。

それでは、議事を進めてまいります。はじめに、専決報告第5号から第8号までを一括議題とします。それでは事務局から説明してください。

古堅  
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

それでは、議案書1頁をお開きください。専決報告第5号は、一般会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「2,230万8千円」増額し、補正後の予算総額を「5億4,290万6千円」としました。補正の理由は、基本構想・基本計画検討委員会より、新会館建築予定地及びその周辺地域は埋立地のため、軟弱地盤が懸念されるといった意見があったことから、精度の高い概算事業費を算出するために実施する新会館建築予定地のボーリング調査に係る費用を確保するための補正です。

次に、5頁をお開きください。専決報告第6号は、診療報酬審査支払特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「128万円」増額し、補正後の予算総額を「14億4,703万4千円」としました。補正の理由は、緊急風しん抗体検査等事業に係る国庫補助金の超過交付分を返還するための補正です。

次に、9頁をお開きください。専決報告第7号は、収益事業特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「25万5千円」増額し、補正後の予算総額を「892万5千円」としました。補正の理由は、令和7年度法人税額が当初見込みを上回ったための補正です。

次に、13頁をお開きください。専決報告第8号の改正は、「令和7年10月7日付けの沖縄県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当を引き上げるための改正です。なお、専決報告第5号から第8号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項の規定に基づき、専決処分としました。以上、よろしくお願ひします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたらよろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。  
専決報告第5号から第8号までを、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの4件は承認されました。  
ただいま、ご承認いただいたうち、専決報告第8号を除く3件は総会報告事項となりますので、総会へ提出します。

議 長

次は、議決事項の審議に入ります。  
議案第23号から第28号までを一括議題とします。事務局から説明してください。

稲嶺  
事務局次長

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。  
それでは25頁をお開きください。議案第23号の改正は、国や県等を参考に、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、随意契約によることができる基準額等を見直すための改正です。

27頁をお開きください。議案第24号の改正は、広報共同事業負担金の算定方法を見直すための改正です。なお、負担額については、この改正によりこれまで総額6,000万円でしたが、5,309万円となり、約700万円の引下げとなります。

29頁をお開きください。議案第25号の改正は、国民健康保険中央会への負担金等に充当する後期高齢者医療基盤システム運用管理負担金の額について、令和8年度分まで据え置きとし、令和9年度分は令和8年度に改めて協議するための改正です。

31頁をお開きください。議案第26号の改正は、国民健康保険中央会から示された「国民健康保険中央会保健事業等保険者支援負担金（KDB分）」が改定されたことによる改正及び保険者負担額の算出に用いる被保険者数の基準日を見直すための改正です。

33頁をお開きください。議案第27号の改正は、介護給付費審査支払手数料を見直すための改正です。

35頁をお開きください。議案第28号の改正は、障害介護給付費等審査支払手数料を見直すための改正です。

以上、よろしく申し上げます。

奥原  
総務課長

次に、28頁をお開きください。「Ⅱ 事業実施状況」ですが、令和6年度の事業は、総会において議決された事業計画に基づき、適正な事業運営に努めました。まず、「1 本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)臨時総会、(3)理事会、29頁の(4)の監事会を開催しました。また、(5)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を各地区代表の国保課長などに審議いただきました。

30頁をお開きください。(6)独立監査人による決算・期中監査及び(7)職員による部内監査を実施しました。「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和6年11月に開催され、31頁に記載のとおり、12項目を決議しました。

また、32頁をお開きください。(2)の国保制度改善のための陳情活動を展開しました。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 質疑又は、進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。  
議案第23号から第28号までを、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの6件は承認されましたので、総会へ提出します。

次は、議案第29号を議題とします。事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

奥原  
総務課長

総務課の「奥原 葉子」です。

それでは、37頁をお開きください。議案第29号についてですが、その前に、新会館建築計画の現在の進捗状況について報告いたします。資料は、資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3です。資料1をご覧ください。

まず、1.民間活力導入可能性調査等の実施では、令和7年度第1回理事会でご

承認いただいた、新会館建築基本計画に基づき、民間事業者の参入意向等を把握するため、建設企業等を対象に、市場調査を実施し、53社中27社から回答を得ました。主な結果は、次のとおりです。(1) 民間事業者の参入意向では、「積極的に参加したい」「参加したい」が12社、「参加は難しい」「参加できない」が9社、「その他」が5社という結果となりました。

続いて、(2) 余剰床の活用方法については、「可能」「条件付きで可能」と回答した事業者は9社あり、活用可能性はあると判断しました。活用方法としては、当初想定していたビジネスホテルは慎重な意見がほとんどであり、カフェやコンビニ等小規模なテナントの実現性が高いとする意見が多くありました。

次に、(3) 希望する建物所有形態では、連合会所有と回答した事業者が最も多く、分棟の可能性も一定程度あることがわかりました。一方、民間事業者が所有した場合においては、本会のリスクとして、連合会の賃料が高額になることや、事業者が倒産した場合のリスクなど財政面で懸念する意見が多くありました。なお、市場調査結果の詳細は、表に記載の他、資料1-1「沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築事業に関する市場調査結果概要」を後ほどご参照ください。

続いて、2. 事業スキームの方針(案)についてご説明いたします。まず、「1. 民間活力導入可能性調査」等の結果を踏まえ、建物所有形態ごとの比較・評価を実施しました。その結果、事業スキームの方針(案)としては「①連合会所有」を基本とし、一定程度の可能性が期待できる「④立体駐車場との合築」「⑤完全な分棟」については、事業者が選択できる候補としたいと考えております。なお、事業スキームの方針(案)のいずれを選択したとしても、民間施設の規模は、小規模テナント(カフェやコンビニ等)となる可能性が高いと考えております。

その理由としては、次にありますとおり、①多数の事業者が最も参加しやすい形態と回答していることから、実現しやすい所有形態であること。②余剰床の利活用をカフェやコンビニ等小規模テナントとすることで、連合会が調達する初期投資費の増加を抑えることができること。③増加した費用はテナントからの賃料収入で回収が可能になること。があげられます。なお、事業スキーム(建物所有形態)ごとの比較・評価の詳細は、資料1-2「沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築事業 事業スキーム」を後ほどご参照ください。

最後に、3. 今後予定している作業についてです。地質調査の実施では、新会館建築検討委員より、新会館建築予定地及びその周辺地域は軟弱地盤が懸念されるため、建設費用が想定より高額となる可能性がある。とのご意見があったこと、

及び地層構成や地盤の硬さ等を事前に把握し、より精度の高い概算事業費と地盤データを民間事業者へ提示することを目的に、令和7年度中に地質調査を実施します。調査結果については、令和8年度第1回理事会でご報告いたします。

令和8年度の作業としましては、「2. 事業スキームの方針」を基に、新会館建築事業に参入する民間事業者（PFI 事業者）を選定するため、本事業の要求水準書等の作成、及びPFI 事業者選定委員会を設置し、PFI 事業者選定基準等の検討を進めてまいります。なお、本事業において検討した事項等につきましては、理事会・総会にお諮りし、合意決定のうえ進めてまいります。

以上が新会館建築計画の進捗状況の説明となりますが、本日、書面出席の那覇市より、新会館建築計画についてご意見をいただいておりますので、この場で情報共有させていただきます。資料1-3 別添「議案第29号に係る那覇市意見について」をご覧ください。私の方で読み上げます。

議案第29号にかかる那覇市意見について、令和7年度第3回理事会議案第29号沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築におけるPFI 事業者選定委員会設置規則の制定に係る那覇市意見について、議案第29号について本市においては、以下の理由から意見を付して賛成とします。沖縄県国民健康保険団体連合会新国保会館の建築については、「沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本構想・基本計画検討委員会」（以下、「基本計画検討委員会」という。）の協議を経て、令和7年に「沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本計画」（以下、「現計画」という。）が策定されております。

現計画については、策定時点における事業費規模に基づくものであり、建築予定地のボーリング調査結果及び今後の資材・人件費高騰による工事費単価等の確実な上昇の他、民間活力導入に係る事業スキームやPFI 事業者の選定、更には沖縄振興特定事業推進費補助金の活用の可否等により、事業費規模変更等の現計画の見直しが必要となる可能性が高いと考えられます。この場合、現計画の見直し可否の検討はもとより、変更計画の策定にあたっては、新国保会館建築に係る市町村の財政負担は無いこと的前提と現計画策定の過程を踏まえて、慎重に行う必要があります。

そのため、議案第29号「沖縄県国民健康保険団体連合会新国保会館建築におけるPFI 事業者選定委員会設置規則の制定について」に基づく、沖縄県国民健康保険団体連合会新国保会館建築におけるPFI 事業者選定委員会については、所掌事項が現計画の見直し可否の検討にも関係することから、その設置にあたっては、基本計画検討委員会で協議した過程を十分に考慮することを強く申し入れます。併せて、民間活力導入に係る事業スキームの決定、現計画の見直し可否

の検討及び変更計画の策定については、現計画策定の過程を踏まえて、基本計画検討委員会で協議することを強く求めます。なお、基本計画検討委員会委員の任期については、関係規則上、計画を策定する必要がなくなった時までと規定されており、現時点において、事業費規模変更等の現計画の見直しが必要となる可能性があることから、任期満了には至っていない状況であることを申し添えいたします。

以上が、那覇市からの意見でございます。ご意見のとおり、物価高騰や今後実施する地質調査の結果によっては、新会館建築に係る概算事業費を見直す可能性があり、また、事業スキームの方針決定においても、新会館建築基本構想・基本計画の見直しの影響を受けることが想定されます。そのため、事務局としては、地質調査の結果の反映と最新の建築費等の精査を行ったうえで、あらためて基本構想・計画検討委員会にお諮りする方向で検討したいと考えております。

議長 事務局より新会館建築計画の進捗状況および那覇市意見について報告がありました。これについて質疑がありましたら、よろしくをお願いします

仲間金武町長 資料1-3（那覇市意見）の一番下の4行について、もう少し詳しく説明していただけないか。

奥原総務課長 新会館建築基本構想基本計画検討委員会設置規則の第4条において、「委員の任期は、基本構想及び同計画を策定する必要がなくなった時までとする。」とあり、基本構想・基本計画は理事会に諮り策定したので廃止する予定としていましたが、那覇市から、人件費、工事費単価等の上昇等により、概算事業費の見直しが必要となる可能性があることから、計画は終了していないのではないかと。というような意見がありました。そのため本会でも検討したところ、廃止はせずに、基本計画等の変更が生じた場合に備えて、必要に応じて委員会を開催したいと考えています。

赤嶺南風原町長 上から数えて4段目ぐらい。「そのため、議案第29号」というところからですが、この基本構想・基本計画検討委員会で協議した過程というのは、具体的に事務局としてどんなイメージですか。

稲嶺事務局次長 検討委員会で那覇市の方より、物価高騰や軟弱地盤が懸念されるので、今想定している概算事業費がもっと多くかかってしまう懸念があるのではないかと。といったご意見がありました。そういった意見も受けまして、概算事業費の積算を、より精度を高めるために、ボーリング調査等をこれからやっていくところでございます。

赤嶺 南風原町長	<p>そういうことですか。PFI 業者選定委員会については、基本計画検討委員会で協議した過程を十分に考慮することと、この委員会を設置するにあたっては、検討委員会の協議の過程を尊重してくださいよということですから、その過程がどのようなイメージなのか、それがわからないと、ちょっと理解できないです。</p>
稲嶺 事務局次長	<p>基本構想・基本計画策定委員会と PFI の業者選定委員会が両方とも並行して進むような形でのご意見だと捉えております。</p>
赤嶺 南風原町長	<p>委員会を設置するときは、基本計画検討委員会で協議した過程を尊重して設置してくださいという趣旨だと思いますけど。だからこのメンバーを選ぶときは、基本計画検討委員会の過程を尊重してくださいよということじゃないかなと思いますけど。</p>
稲嶺 事務局次長	<p>赤嶺町長がおっしゃるとおりだと思います。また、基本構想・基本計画が変更になった時には、もう一度検討委員会の方で協議してください。ということを求めるというような意見でしたので、事務局としても那覇市のご意見に沿った形で進めていくべきではないかと考えているところでございます。</p>
高良 常務理事	<p>いろんな過程で、いろんな場面で変更が出てくるのであれば、検討委員会で議論していくという考えは、事務局も持っていますし、私も持っていきたいと思っていますので、那覇市の要望にも応えながら、基本構想で決めたことに固執することなく、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他に質疑がありましたら、よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜ 質疑又は、進行の声あり ＞</p>
議 長	<p>それでは、改めて、議案第 29 号について事務局より説明してください。</p> <p style="text-align: center;">＜ 事務局の説明 ＞</p>
奥原 総務課長	<p>それでは、議案書 37 頁に戻りまして、議案第 29 号についてです。</p> <p>議案第 29 号は、新会館建築に係る PFI 事業に参入する民間事業者を選定する委員会を設置するための制定です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑がありましたら、よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜ 質疑又は、進行の声あり ＞</p>

議長 それではお諮りいたします。  
議案第 29 号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。

議長 次に、議案第 30 号から第 33 号までを一括議題とします。  
事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

古堅 事務局次長 それでは、40 頁をお開きください。  
議案第 30 号の改正は、契約に係る事務処理を効率的に実施するための改正です。

42 頁をお開きください。  
議案第 31 号の改正は、職員の社会貢献活動への参加を支援するための改正です。

44 頁をお開きください。  
議案第 32 号の改正は、受託する特別事務の追加及び削除、また事務の運用に即した文言に整理するための改正です。

49 頁をお開きください。  
議案第 33 号の改正は、物価高騰や賃金引上げの状況など社会情勢に配慮するとともに、苦情処理委員を確保するための改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 質疑又は、進行の声あり >

議長 それではお諮りいたします。  
議案第 30 号から第 33 号までは、理事会議決事項となっています。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの4件は承認されました。

次に、議案第34号から第43号までを、一括議題とします。  
事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

稲嶺  
事務局次長

それでは、51頁をお開きください。  
議案第34号 令和7年度財産の処分ですが、52頁をお開きいただき、  
1の減価償却引当資産の処分は、外付けシステムの改修費等に充当するための  
処分です。

53頁をご覧ください。

議案第35号は、「新会館建築準備資金積立金規則第4条に基づき、新会館建築準備資金の積立額及び各会計配分額を決めるため」のもので、54頁をお開きください。令和7年度は、表の右下にあるとおり「1億4,500万円」を積立てます。なお、この新会館建築準備資金積立金の上限額は10億3,000万円と定めておりますので、今回の積立てにより、約41.0%の積立率となります。

55頁をご覧ください。

議案第36号は、一般会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「5千45万5千円」増額し、補正後の予算総額を「5億9,336万1千円」とします。補正の理由は、新会館建築準備資金積立金規則に基づき新会館建築の費用に充てる積立金を積み立てるための補正です。

59頁をお開きください。

議案第37号は、診療報酬審査支払特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額から「2,128万5千円」減額し、補正後の予算総額を「14億2,574万9千円」とします。補正の理由は、ガバメントクラウド回線費等の低減による補正。また、国の通知等に基づき、減価償却引当資産の積立て、及び新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

63頁をお開きください。

議案第38号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「1,658万円」増額し、補正後の予算総額を「7億8,330万2千円」とします。補正の理由は、国の通知等に基づき、減価償却引当資産の積立

て、及び新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

67頁をお開きください。

議案第39号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「889万9千円」増額し、補正後の予算総額を「1億6,751万7千円」とします。補正の理由は、国の通知等に基づき、減価償却引当資産の積立て、及び新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

71頁をお開きください。

議案第40号は、介護保険事業関係業務特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「429万1千円」増額し、補正後の予算総額を「4億6,644万9千円」とします。補正の理由は、介護給付費に係る第三者行為損害賠償求償金が当初見込みを上回ったための補正、また、国の通知等に基づき、減価償却引当資産の積立て、及び新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

75頁をお開きください。

議案第41号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「601万9千円」増額し、補正後の予算総額を「1億4,432万3千円」とします。補正の理由は、外付けシステム改修費に充てるための補正。また、新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

79頁をお開きください。

議案第42号は、母子保健健康診査費審査支払特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「1万6千円」増額し、補正後の予算総額を「18億4,584万3千円」とします。補正の理由は、国の通知等に基づき、減価償却引当資産の積立て及び新会館建築準備資金を積立てるための補正です。

83頁をお開きください。

議案第43号は、収益事業特別会計の補正です。第1条のとおり、予算の総額に「45万5千円」増額し、補正後の予算総額を「938万円」とします。補正の理由は、一般会計より借入れた駐車場の整備費用を返済するための補正です。また、今回の補正に関連する、令和7年度の収支補正予算書を資料3として配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 質疑又は、進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。  
議案第34号から第43号までを、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、ただいまの10件は承認されましたので、総会へ提出します。  
次に、議案第44号を議題とします。  
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

大城  
事務局長

事務局長の「大城 博之」です。

それでは、87頁をお開きください。

議案第44号は令和8年度事業計画についてです。88頁をお開きください。

まずはじめに、「I 事業基本方針」です。国民健康保険制度は、少子高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加等により、依然として厳しい状況が続いています。

国は、「全世代型社会保障構築」や「医療DXによる効率化・質の向上」を軸とした政策を推進しており、「全国医療情報プラットフォーム※1」の構築として、「電子カルテ情報共有サービス」の導入、予防接種・母子保健分野では、「Public（パブリック）Medical（メディカル）Hub（ハブ）」の導入・拡張が進められています。

沖縄県をはじめとする県内保険者は、沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、国保事業の安定的な運営・負担の公平化・医療費適正化等を目指し、さまざまな施策を実施しています。

令和8年度の本会の事業運営は、保険者が運営方針に定める施策の実施に関し必要な協力を行うとともに効率的・効果的な運営ができるよう事業を実施します。

まず、審査支払事業については、審査基準の統一を推進、審査委員会との連携

を密にし、安定的な運営を図ります。

加えて、介護、保健事業、保険者共同事業、電算共同処理事業等を円滑かつ確実に実施します。また、保険者努力支援制度の評価指標の達成に向けた取り組みや、医療費適正化等に関する事業、IT化の推進による保険者の医療費分析等の支援に取り組めます。

さらに、国が推進する予防接種事業のデジタル化については、予防接種費用の市町村請求、医療機関支払業務を受託するための準備を進めてまいります。

また、現在計画の中の新会館建築にあたっては、PFI手法等による実施方針の検討を開始します。各事業につきましては、主なものを90頁の「Ⅱの事業計画」で、各担当課長からご説明します。

奥原  
総務課長

それでは、90頁をお開きください。

1の「本会運営に関する事業」では、(1)の総会、(2)理事会、(3)監事会及び(4)の国保事業推進幹事会を定期的開催します。また、(5)の独立監査人による監査は、決算監査と期中監査を(6)の部内監査は毎月実施します。続いて2の「国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請行動に積極的に参加いたします。

喜友名  
保険者支援  
課長

保険者支援課の「喜友名 均」です。

3の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で(1)の①から91頁の⑦までの研修会を開催します。特に、⑦特定健診受診率向上研修会【新規】について、市町村におかれましても様々な受診率向上対策が取られていると思いますが、ここでは、ナッジ理論を用いた受診率向上研修会を予定しています。(2)の各地区国保協議会等への参加及び支援を行います。4の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、(1)から(3)までの事業を実施します。

92頁をお開きください。

5の「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援するため、(1)から(5)までの事業を実施します。

川満  
審査課長

審査課の「川満 達也」です。

6の「診療報酬審査事業」では、療養担当規則、診療報酬点数表等に基づき、効率的で公平・公正な審査を行うため、審査委員会との連携を密にし、安定的な運営を図ります。(1)「国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査委員

会」を開催いたします。(2)「保険診療算定ルールに沿った適正なレセプト請求を求める取り組み」では、診療内容に関して誤った請求が多い医療機関等に対して、審査委員会と連携し、改善要請の文書連絡を行います。(3)「審査事務共助の充実・強化」については、請求内容に誤りがないか、審査支援システムを駆使して、事務共助の充実・強化を図ります。また、(4)の「国保審査業務充実・高度化基本計画の調査研究」では、審査基準の統一化を推進するため、全国8割以上の連合会が採用する基準を審査委員会と相談しながら、共通化に努めます。

岸本  
業務管理課長

業務管理課の「岸本 奈々枝」です。

93頁をご覧ください。

7の「診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し被保険者に適切な保険給付を行うため、(1)の診療報酬支払業務から(9)までの業務を実施します。

植木  
企画電算課長

企画電算課の「植木 覚」です。

8の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者が行う事務の効率化を図るため、(1)から(7)までの電算処理による共同事業を引き続き実施します。特に(2)「特別事務」では、医療費通知書の裏面に『リフィル処方箋』『バイオシミラー』の周知・啓発広報を新たに掲載し、保険者努力支援制度での点数獲得を支援いたします。(3)「国保事業報告支援システム等の管理・運用」では、『子ども子育て支援金制度』に係るシステム改修を行います。

94頁をお開きください。

9の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を支援するため、(1)から(3)までの事業を実施します。

翁長  
介護福祉  
課長

介護福祉課の「翁長 明広」です。

10の「介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに介護保険者の事務を支援するため、(1)から(9)までの業務を実施します。特に(9)「介護情報基盤等における情報連携事務の実施【新規】」では、情報連携により市町村事務の効率化と被保険者等のサービスの向上を図るため、国保中央会とともに運用を実施します。

11の「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施するとともに、共同処理業務により市町村業務の軽減を図るため、(1)から(4)までの業務を実施します。

喜友名  
保険者支援  
課長

続いて、95頁をご覧ください。

12の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に市町村が実施する母子保健事業を支援するため、(1)の審査支払業務を実施します。

植木  
企画電算課長

13の「予防接種法関係事業」は、新規事業です。予防接種事務のデジタル化に伴い運用が始まる「予予・請求システム」にて、予防接種費用の決済事務を行うことから、(1)の委託契約の受付を開始いたします。次に、14の「医療費助成事業」では、こどもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1)から(3)までの事業を実施し、市町村を支援します。

奥原  
総務課長

次に15の「県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的とした県との連携事業として、(1)から(3)までの事業を実施します。特に(3)では人口減少に伴う市町村の事務負担軽減に向けた役割強化の調査・検討を実施します。

続いて、96頁をお開きください。

16の「新会館建築に関すること」では、新会館建築に向けた準備として、(1)及び(2)を実施します。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしく願いします。

新里  
渡嘉敷村長

2点ほど、まず1点目ですが、95頁の母子保健健康診査費支払事業について、乳児、1歳6ヶ月、3歳の健康診査がされている中で、国の推進で5歳児健診というのが始まっており、渡嘉敷村もやるようになっているんですが、それについてこの支払事業に組み込むことができないのかなと思っております。

2点目は、15の県との連携事業の中に市町村の事務負担軽減という言葉が、(3)で入っているわけですが、昨今の離島においては、人材確保がかなり厳しい

状況になっており、人がいないということで、なかなか厳しい状況に置かれています。その中で連合会の方から、人を確保して離島に職員を送ることはできないかなということで、検討していただけないかというふうに思っておりますので、何かいい考えとかよろしくをお願いします。

喜友名  
保険者支援  
課長

まず1点目の5歳児健診については、本会の母子保健システムは独自のシステムになっておりますが、国の方で母子保健DXの導入が進められているため、5歳児健診に係る支払事業については、母子保健DXの導入と併せて実施することができないか検討しているところです。

稲嶺  
事務局次長

2点目のご質問の市町村の事務負担に向けた対応については、正直なところ、今の体制で直ぐ派遣するということはなかなか厳しい状況ではございません。ただし、厚労省の方からは、連合会の役割強化を含めた市町村支援が求められておりますし、総務省の方からは離島市町村を始めとする、市町村業務の持続可能な行政の在り方というところで、連合会も県の市町村課と連携を取っているところでございます。本会としても、検討を進めていくところではございますが、今の段階ではこういったことをやりますと明確にお答えすることができない状況でございます。

新里  
渡嘉敷村長

もしその可能性があれば、離島の首長が集まって、沖縄県の方にも要望していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

その他に質疑がありましたら、よろしくをお願いします。

< 質疑又は、進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。  
議案第44号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。  
次に、議案第45号から第54号までを、一括議題とします。  
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

古堅  
事務局次長

それでは、97頁をご覧ください。

議案第45号 令和8年度財産の処分ですが、98頁をお開きいただき、1の財政積立金「1,000万円」の処分は、健康啓発事業の経費に充当するための処分です。2の施設及び電算機器等整備積立金の処分、3のICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分及び99頁をご覧ください4の減価償却引当資産の処分は、国保中央会へ支払うシステム等の保守運用経費及び保険者ネットワーク機器更改等に充当するための処分です。

続いて、100頁をお開きください。

議案第46号は、「新会館建築準備資金積立金規則第4条に基づき、新会館建築準備資金の積立額及び各会計配分額を決めるため」のものであります。

101頁をご覧ください。

令和8年度は、表にありますとおり「1億円」を積立えています。新会館建築準備資金積立金の上限額は10億3,000万円と定めておりますので、今回の積立teにより、約51.0%の積立率となります。

大城  
事務局長

続いて、102頁をお開きください。

議案第47号「一般会計歳入歳出予算について」から議案第54号「収益事業特別会計」については、資料2「理事会説明資料」により、ご説明します。

説明資料の1頁をお開きください。会計別予算説明の前に「令和8年度 予算の総括」について、ご説明します。この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。一番下の全体額をご覧くださいとさせていただきますと、令和8年度予算総額は「約5,375億円」で令和7年度より「約32億円」の増となっております。

2頁をご覧ください。

1は、「支払勘定の状況」を再掲したのですが、3の後期高齢者医療の診療報酬、6の障害者総合支援法の給付費の増により診療報酬関係全体は「約5,323億円」となっています。

2の「事業費の中で支払勘定要素の状況」では、5の介護保険特別会計において、主治医意見書の委託件数の増により増額となっておりますが、7の母子保健特別会計他2つの特別会計は健康診査費等の減により、6,400万円減の「約25億円」となります。

次に、3の「実質の事務費・管理費の状況」では、3の後期特別会計において、ICT積立金等の増により増額となっておりますが、2の診療報酬特別会計他5つの特別会計は、沖縄県国保共同クラウド等に要する経費の減により、1,900万円減の「約26億円」となります。

以上が令和8年度予算の概要です。

次に、各会計予算については、担当課長よりご説明いたします。

それでは、3頁をお開きください。

議案第47号から第54号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第47号の歳入

- 1款 負担金の減は、国保広報事業負担金の算定方法を見直したことによる減額、
- 5款 繰入金は、一般管理費及び会館管理費に係る費用の増に伴う増額です。

次に、4頁をご覧ください。

歳出

- 2款 総務費は、歳入5款と同様の理由による増額、
- 3款 事業費は、歳入1款と同様の理由による減額、
- 4款 積立金は、新会館建築準備資金の積立額を上げたことによる増額です。

以上のとおり予算総額は、

「5億6,572万7千円」で、前年度より「5,095万2千円」の増額となります。

5頁をお開きください。

議案第48号「業務勘定」の歳入では、

- 1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の減による減額、
- 2款 分担金及び負担金は、沖縄県国保共同クラウドに参加する市町村のガバメントクラウド移行が完了したことによる減額、
- 8款 繰入金は、機器更改経費等にかかる必要額の減による減額、
- 10款 諸収入は、令和7年度に行った保険者分の国保総合システム業務用端末購入費の受入れが不要となるための減額です。

奥原  
総務課長

川満  
審査課長

次に6頁をご覧ください。

歳出

5款 事業費の、1項保険者事務電算共同処理費は、保険者ネットワーク機器更改作業等による増額、4項国保情報集約システム運用処理事業費は、国保中央会負担金の減等による減額、6項国保共同クラウド事業費は、歳入2款と同様の理由による減額です。

6款 積立金は、ICT積立計画に基づく減額、

7款 諸支出金は、沖縄県国保共同クラウド機器更改経費の参加保険者への返還が完了したことによる減額です。

以上のとおり予算総額は、

「13億105万3千円」で、前年度より

「1億3,143万円」の減額となります。

7頁をお開きください。

「国民健康保険診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「1,263億618万4千円」で、前年度に対し1.19%の減となります。

次に「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」は歳入歳出ともに、「98億2,259万円」で前年度に対し18.62%の減となります。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「7億1,347万4千円」で、前年度に対し11.53%の減となります。

8頁をご覧ください。

議案第49号「業務勘定」の歳入では、

1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増及び7款諸収入で受入れていたネットワーク回線提供料を2項事務費へ移動したことによる増額、

5款 繰入金は、国保中央会へ支払うシステム運用負担金等に充てるための増額、

次に、歳出

4款 事業費の、1項保険者事務電算処理費は、保険者ネットワーク機器更改作業等による増額、3項レセプト点検共同事業費は、一般会計繰出金等の増による増額、

5款 積立金は、ICT積立計画等に基づく増額、

岸本  
業務管理  
課長

川満  
審査課長

6 款 諸支出金は、一般会計繰出金の増及び歳入 5 款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、  
「8億3,869万1千円」で、前年度より  
「8,464万3千円」の増額となります。

岸本  
業務管理  
課長

続いて、9 頁をお開きください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、「1,716億5,468万1千円」で、前年度に対し1.38%の増となります。

次に、「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、「8億1,712万7千円」で、前年度に対し15.31%の増となります。

喜友名  
保険者支援  
課長

10 頁をご覧ください。

議案第 50 号の「業務勘定」の歳入ですが、

6 款 繰入金は、特定健診等データ管理システムのクラウドリフトが完了したことによる減額、

8 款 諸収入は、令和 7 年度に行った保険者分の業務用端末購入費の受入れが不要となるための減額

続いて歳出

1 款 総務費は、歳入 6 款と同様の理由による減額

3 款 諸支出金は、国保中央会の特定健診等データ管理システム開発負担金の減による減額です。

以上のとおり予算総額は、  
「1億4,485万9千円」で、前年度より  
「1,375万9千円」の減額となります。

次に「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」は、歳入歳出ともに、「13億8,659万2千円」で、  
前年度に対し1.92%の減となります。

翁長  
介護福祉  
課長

続いて、11 頁をお開きください。

議案第 51 号の「業務勘定」の歳入ですが、

1 款 手数料は、取扱件数の増による増額、

- 5 款 主治医意見書料受入金は、委託件数の増による増額、  
9 款 繰入金は、保険者無償貸与パソコン購入の終了により受入が不要となるための減額です。

次に、歳出

- 1 款 総務費は、歳入 9 款と同様の理由による減額。  
5 款 主治医意見書料支出金は、歳入 5 款と同様の理由による増額  
8 款 諸支出金は、一般会計繰出金の増による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「4億7,793万2千円」で、前年度より「1,577万4千円」の増額となります。

続いて12頁をご覧ください。

「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「1,262億2,383万9千円」で、前年度に対し「1.17%」の減となります。

次に「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出ともに「26億2,287万5千円」で、前年度に対し「0.32%」の増となります。

13頁をお開きください。

議案第52号の「業務勘定」の歳入ですが、

- 1 款 手数料は、手数料単価の見直しによる減額、  
4 款 繰入金は、保険者無償貸与パソコン購入の終了により受入が不要となるための減額です。

次に、歳出

- 1 款 総務費は、歳入 4 款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「1億2,044万3千円」で、前年度より

「1,786万1千円」の減額となります。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「928億1,157万8千円」で、前年度に対し「7.24%」の増となります。

14頁の議案第53号をご覧ください。

歳入

- 1 款 健康診査費受入金は、前年度予算に対し3.78%の減となります。

喜友名  
保険者支援  
課長

続いて歳出

1 款 健康診査費支出金は、歳入 1 款と同様の理由による減です。

以上のとおり予算総額は、

「17億7,565万円」で、前年度より

「7,017万7千円」の減額となります。

奥原  
総務課長

次に、議案第 5 4 号をご覧ください。

歳入

2 款 委託料は、県医師会からの委託事業が終了したことによる減額です。

歳出

1 款 事業費は、歳入 1 款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「647万6千円」で、前年度より

「219万4千円」の減額となります。

以上が、令和 8 年度の歳入歳出予算でございます。

また、令和 8 年度の収支予算書を資料 4 として配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 質問又は進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。

議案第 4 5 号から第 5 4 号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの 1 0 件は承認されましたので、総会へ提出します。

それでは、議案書に戻ります。2 0 6 頁をお開きください。

次に、議案第55号「役員の補充選任について」を議題とします。

本件は人事案件で推薦団体の推薦に基づくものでありますので、質疑を省略して「推薦団体から推薦のあった者を総会に提案する」こととして、そのまま承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は承認されましたので、推薦団体及び理事会から推薦のあった者の氏名を入れて、総会へ提案します。

次に、議案第56号を議題とします。

事務局から説明してください。

大城事務局  
長課長

それでは208頁をお開きください。

議案第56号「副理事長の互選について」ですが、現在欠員となっている副理事長1名について、石垣市の「中山義隆市長」を選任するための提案です。

なお、本件は、この理事会に提案する前に、各地区の代表理事であります、理事長の石嶺読谷村長、副理事長の仲間金武町長及び知念那覇市長と協議しておりますことをご報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。  
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。  
議案第56号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は承認されました。

議 長

次に、議案第57号を議題とします。  
事務局から説明してください。

<事務局の説明>

奥原  
総務課長

209頁をお開きください。

議案第57号「令和7年度第2回 通常総会の招集について」ですが、210頁に記載のとおり、2月19日木曜日に沖縄県市町村自治会館において開催を予定しています。

なお、提案する案件は、専決報告事項3件、議決事項29件となっています。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は承認されました。

これで、理事会の議案審議は終了します。  
それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回理事会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

金武町長

仲間 一

南風原町長

青、嶺正文